毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
10月15日
（火曜日）

目　次

○選管告示
直接請求に必要な有権者の数……一

選管告示

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長　秋本泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、〇九〇
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二二、〇九〇
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二三八、〇五九
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 萩市・阿武町選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市・和木町選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祢市選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区 周防大島町選挙区 上関町・田布施町・平生町選挙区 六九、二五三 四四、三九七 二五、一五三 一三、七三〇 一三、七三〇 一三、七三〇 八二、〇五五 八一、七二八 五一、八二三 三八、二二一 三六、三八一 一六、七三一 七四、一四二
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二三八、〇五九
県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項	

令和六年十月十五日印刷
令和六年十月十五日発行

発行所　山口県庁

発行人　山口県知事